

## 三島市中小企業者地球温暖化対策事業費補助金

### Q & A

#### 【1 補助対象者について】

- Q 1-1 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者とは、具体的にはどのような事業者ですか？
- Q 1-2 個人事業主ですが、対象となりますか？
- Q 1-3 本社は市外にありますが、三島市にある事務所や店舗へ省エネ設備や再エネ設備の導入を考えていますが、補助対象となりますか？
- Q 1-4 本年度、省エネルギー設備への改修にあたり本補助金の交付を受けました。別途、同一年度に太陽光発電設備の設置を考えていますが、本補助金の対象となりますか？

#### 【2 補助対象事業について】

- Q 2-1 省エネルギー設備を新設しますが、補助対象となりますか？
- Q 2-2 着工済みの事業も補助対象となりますか？
- Q 2-3 年度を跨いだ事業も補助対象となりますか？
- Q 2-4 国や県から補助を受けている場合も補助対象となりますか？
- Q 2-5 中古の設備を導入する場合は補助対象となりますか？
- Q 2-6 リース契約による設備導入は補助対象となりますか？
- Q 2-7 賃貸物件など自己の所有でない建物に設備を設置する場合も補助対象となりますか？
- Q 2-8 店舗兼住宅の場合も補助対象となりますか？

#### 【3 補助対象設備について】

- Q 3-1 太陽光発電設備の公称最大出力、蓄電池設備の定格容量に上限はありますか？
- Q 3-2 ポータブル型の太陽光発電設備や蓄電池設備は補助対象となりますか？

#### 【4 補助金額について】

- Q 4-1 補助金額に下限はありますか？
- Q 4-2 省エネルギー設備と再生可能エネルギー利用設備等を同時に設置する場合、補助金額はどのように算出しますか？

#### 【5 申請手続きについて】

- Q 5-1 何回申請が可能ですか？
- Q 5-2 同一年度内の別の時期に設備の導入を行う場合（例えば5月に高効率照明の導入、10月に高効率空調の導入を行う）に、両方の設備を補助対象とすることはできますか？
- Q 5-3 省エネルギー設備用事業計画書にある二酸化炭素排出量の削減見込量はどのように算出しますか？
- Q 5-4 店舗兼住宅のため、電気などの契約が1つとなっています。エネルギー使用量や二酸化炭素排出量の削減見込量はどのように算出しますか？

Q 5 - 5 申請者の住所（所在地）と施行場所の市町村が異なる場合、市町村税の納税証明書は、申請者の住所地（所在地）における証明書が必要ですか？それとも施行場所における証明書が必要ですか？

Q 5 - 6 申請の受付は先着順ですか？

Q 5 - 7 申請書等に押印は必要ですか？

#### 【6 発注・支払いについて】

Q 6 - 1 補助事業にかかる経費を手形で支払った場合は補助金の対象となりますか？

Q 6 - 2 金融機関に振込をするため、領収書が発行されませんがどうすればよいですか？

Q 6 - 3 債権の相殺をするため、総額の領収書が発行されませんがどうすればよいですか？

#### 【7 その他】

Q 7 - 1 本補助金の交付決定通知後に導入する設備の変更が生じました。その場合、どのような手続きが必要になりますか。

Q 7 - 2 当初、年度内に事業が完了する計画で本補助金の交付決定通知を受けましたが、特別な事情により事業が年度内に完了できなくなりました。その場合、どのような手続きが必要になりますか。

Q 7 - 3 補助金で取得した設備の処分について、どのような制限がありますか？

## 【1 補助対象者について】

Q 1-1 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者とは、具体的にはどのような事業者ですか？

A 1-1 以下のとおりです。

詳しくは、中小企業庁のホームページ（FAQ「中小企業の定義について」）をご確認ください。

URL : [https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01\\_teigi.htm](https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm)

1. 製造業、建設業、運輸業その他の業種

資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

2. 卸売業

資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

3. 小売業

資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人

4. サービス業

資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

Q 1-2 個人事業主ですが、対象となりますか？

A 1-2 対象となります。交付申請の際には、税務署に提出した「個人事業の開業届出書（控）の写し」あるいは「住民票の写し」、所得税の確定申告の際に提出する「収支内訳書の写し」を提出していただきます。

Q 1-3 本社は市外にありますが、三島市にある事務所や店舗へ省エネ設備や再エネ設備の導入を考えていますが、補助対象となりますか？

A 1-3 設置工事を行う事務所や店舗などが市内にあれば補助対象となります。ただし、太陽光発電設備を設置する場合において、発電した電力を市外の事業所等で使用する場合は補助の対象外となります。

Q 1-4 本年度、省エネルギー設備への改修にあたり本補助金の交付を受けました。別途、同一年度に太陽光発電設備の設置を考えていますが、本補助金の対象となりますか？

A 1-4 対象となりません。同一年度内に本補助金の交付を受けていないことが条件となります。

## 【2 補助対象事業について】

Q 2-1 省エネルギー設備を新設しますが、補助対象となりますか？

A 2-1 対象外となります。省エネルギー設備の導入については、既存の事業所等で使用している設備を更新する事業が対象です。

Q 2-2 着工済みの事業も対象となりますか？

A 2-2 着工済みの事業は補助対象外となります。補助対象となる事業は、着工前に本補助金の交付決定を受けた事業です。

Q 2-3 年度を跨いだ事業も補助対象となりますか？

A 2-3 対象外となります。年度末までに完了する事業（工事及び支払等）が対象となります。

Q 2-4 国や県から補助を受けている場合も補助対象となりますか？

A 2-4 省エネルギー設備を導入する事業にあっては、対象外となります。

Q 2-5 中古の設備を導入する場合は補助対象となりますか？

A 2-5 対象外となります。新品の設備の導入が対象となります。

Q 2-6 リース契約による設備導入は補助対象となりますか？

A 2-6 対象外となります。

Q 2-7 賃貸物件など自己の所有でない建物に設備を導入する場合も補助対象となりますか？

A 2-7 自己の所有でない建物に対象設備を設置する場合も補助対象となります。ただし、事業実施前に建物の所有者から補助事業の実施について承認を得てください。

Q 2-8 店舗兼住宅の場合も補助対象となりますか？

A 2-8 省エネルギー設備については、事業の用に供する部分において導入する場合は対象となります。また、再生可能エネルギー利用設備等を導入する場合については、事業用スペースの床面積の合計が、延べ面積の2分の1以上であれば対象となります。

### 【3 補助対象設備について】

Q 3-1 太陽光発電設備の公称最大出力値、蓄電池設備の定格容量値に上限はありますか？

A 3-1 それらに上限はありません。但し、補助金額に上限（省エネルギー設備、再生可能エネルギー利用設備等、それぞれ20万円）はあります。

Q 3-2 ポータブル型の太陽光発電設備や蓄電池設備は補助対象となりますか？

A 3-2 対象となりません。定置型の設備のみ対象となります。

### 【4 補助金額について】

Q 4-1 補助金額に下限はありますか？

A 4-1 千円未満の補助金は交付できません。それ以上が対象となります。

Q 4-2 省エネルギー設備と再生可能エネルギー利用設備等を同時に設置する場合、補助金額はどのように算出しますか？

A 4-2 省エネルギー設備と再生可能エネルギー利用設備等を別々に算出します。補助対象経費（設備購入費・設置工事費）は省エネルギー設備分と再生可能エネルギー利用設備等分に分けて算出してください。それぞれ上限額が 20 万円となっていますので、両方の設備を同時に導入した場合は、最大 40 万円の補助を受けられます。

＜高効率照明（LED）、高効率空調、太陽光発電設備、蓄電池を同時に設置する場合＞  
補助金額は、次の①②の合計額となります。

①省エネ設備の補助金額の算出

高効率照明と高効率空調の補助対象経費の合計 × 1/3

②再エネ設備等の補助金額の算出（ア、イのうち小さいほう）

ア 太陽光発電設備の公称最大出力値（kw）× 1 万円 + 蓄電池の定格容量値（kwh）× 1 万円

イ 太陽光発電設備と蓄電池の補助対象経費

※補助対象経費 = 設備購入費 + 設置工事費 - 寄附金等（補填された金額）

【5 申請手続きについて】

Q 5-1 何回申請が可能ですか？

A 5-1 同一年度に 1 回限りです。次年度以降であれば、申請者が同じであっても、別の種別の設備を導入する事業は補助対象となります。（例えば、令和 4 年度に本補助金の交付を受け高効率照明を設置した場合、令和 5 年度以降、高効率照明以外の設備の設置であれば補助申請が可能です。）

Q 5-2 同一年度内の別の時期に設備の導入を行う場合（例えば 5 月に高効率照明の導入、10 月に高効率空調の導入を行う）に、両方の設備を補助対象とすることはできますか？

A 5-2 全ての事業が年度内（4 月から翌年 3 月まで）に終了するのであれば申請可能です。但し、この場合、最初の導入工事に入る前に、全ての導入工事を 1 つの事業とした申請書を提出し、交付決定を受けてください。

Q 5-3 省エネルギー設備用事業計画書にある二酸化炭素排出量の削減見込量はどのように算出しますか？

A 5-3 電気や都市ガス等のエネルギー削減見込量に、事業計画書（省エネルギー設備用）に記載されている二酸化炭素排出係数を乗じて算出してください。

Q 5-4 店舗兼住宅のため、電気などの契約が 1 つとなっています。エネルギー使用量や二酸化炭素排出量の削減見込量はどのように算出しますか？

A 5-4 店舗分、住宅分のエネルギー使用量が明確に分けられない場合は、店舗兼住宅全体のエネルギー使用量に、延べ面積に対する事業用スペースの床面積の割合を乗じた値を店舗分のエネルギー使用量とみなして算出してください。

Q 5-5 申請者の住所（所在地）と施行場所の市町村が異なる場合、市町村税の納税証明書は、申請者の住所地（所在地）における証明書が必要ですか？それとも施行場所における証明書が必要ですか？

A 5-5 申請者の住所地（所在地）における納税証明書を添付してください。

Q 5-6 申請の受付は先着順ですか？

A 5-6 申請受付は先着順に行い、予算がなくなり次第受付を終了します。なお、申請受付後の審査中に書類の不足・不備があった場合は審査を中止し、書類が整った時点で再受付とし審査を開始しますので、申請時には十分な書類の確認をお願いします。

Q 5-7 申請書等に押印は必要ですか？

A 5-7 申請書、完了報告書への押印は必要ありません。ただし、完了報告書へ添付する交付請求書への押印は必要です。（認印可、スタンプ印不可）

#### 【6 発注・支払いについて】

Q 6-1 補助事業にかかる経費を手形で支払った場合は補助金の対象となりますか？

A 6-1 支払いが手形の場合は補助金の対象になりません。

Q 6-2 金融機関に振込をするため、領収書が発行されませんがどうすればよろしいですか？

A 6-2 補助対象経費の支払いを証明することができる書類であれば、金融機関の振込みを証明する書類等で代用できます。

Q 6-3 債権の相殺をするため、総額の領収書が発行されませんがどうすればよいですか？

A 6-3 相殺を説明できる書類とその相手先からの証明で代用することができますが、個別に必要となる書類が異なることが考えられますので、このような時は事前にご相談ください。

#### 【7 その他】

Q 7-1 本補助金の交付決定通知後に導入する設備の変更が生じました。その場合、どのような手続きが必要になりますか。

A 7-1 以下の場合、変更後の事業内容が分かる資料を添付のうえ、「変更等承認申請書」の提出が必要となります。添付資料については、変更内容によって添付資料が異なるため、事前に環境政策課にお問い合わせください。

① 補助金額が変わる。

② 設置費の額（契約書または見積書）に2割以上の増減がある。

③ 事業計画書に記載した二酸化炭素排出削減見込量に2割以上の増減がある。

※上記に該当しない軽微な変更の場合は、完了報告書にその内容や理由を記入していただきます。

Q 7-2 当初、年度内に事業が完了する計画で本補助金の交付決定通知を受けましたが、特別な事情により事業が年度内に完了できなくなりました。その場合、どのような手続きが必要になりますか。

A 7-2 補助事業を中止または廃止することとし、「変更等承認申請書」を提出してください。

Q 7-3 補助金で取得した設備の処分について、どのような制限がありますか？

A 7-3 三島市補助金等交付規則第 14 条で「補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産は、市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。」と規定しています。法定耐用年数を経ないで、事業者の都合により設備を処分する場合は、補助金の返還義務が生じることがありますので事前にご相談ください。